

「歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>第 14 条 (IP アドレス維持料)</p> <p>被割り当て者は、当センターに対し、<u>別紙「維持料・手数料の額および支払い方法」</u>で定めるところにより、割り当てを受けている歴史的 PI アドレスのアドレス数に応じた IP アドレス維持料を支払う。(後略)</p>	<p>第 14 条 (IP アドレス維持料)</p> <p>被割り当て者は、当センターに対し、<u>「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」</u>で定めるところにより、割り当てを受けている歴史的 PI アドレスのアドレス数に応じた IP アドレス維持料を支払う。(後略)</p>
<p>第 15 条 (IP アドレス移転手数料)</p> <p>被割り当て者は、2013 年 6 月 3 日以降に当センターが移転を承諾し、被割り当て者が当センター管理下の IP 指定事業者・PI アドレス被割り当て者以外の組織または個人（以下「他レジストリ契約組織」という）から IP アドレスの移転を受けることとなった場合には、当センターに対し、<u>別紙「維持料・手数料の額および支払い方法」</u>の定めるところにより、IP アドレス移転手数料を支払う。</p>	<p>第 15 条 (IP <u>v4</u> アドレス移転手数料)</p> <p>被割り当て者は、2013 年 6 月 3 日以降に当センターが移転を承諾し、被割り当て者が当センター管理下の IP 指定事業者・PI アドレス被割り当て者以外の組織または個人（以下「他レジストリ契約組織」という）から IP <u>v4</u> アドレスの移転を受けることとなった場合には、当センターに対し、<u>「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」</u>の定めるところにより、IP <u>v4</u> アドレス移転手数料を支払う。</p>
<p>(付則)</p> <p>1. この規則は、IP アドレス等料金体系改定に伴い、2011 年 8 月 31 日に改正され、2011 年 10 月 3 日より実施する。</p> <p><del>2. IP アドレス維持料の額は、経過措置として、算出した IP アドレス維持料から、2012 年度は 50% を減じた額、2013 年度は 25% を減じた額をそれぞれ支払うものとする。</del></p>	<p>(付則)</p> <p>1. この規則は、IP アドレス等料金体系改定に伴い、2011 年 8 月 31 日に改正され、2011 年 10 月 3 日より実施する。</p>

3. IP アドレス維持料の額について、JPNIC 正会員である被割り当て者には、算出した IP アドレス維持料から 100,000 円を減じた金額を請求する。ただし、減額前の IP アドレス維持料額が 100,000 円に満たない場合は、請求をしないこととする。

4. 第 14 条第 2 項の定めにかかわらず、2013 年度までは IP 指定事業者として割り振りを受けた IP アドレス、割り当てを受けた PI アドレスを合計せず、別々に IP アドレス維持料を算出して支払うことができるものとする。この場合の前号の減額は、IP アドレス維持料の合算額から行うものとする。

5. 第 1 条第 1 号ただし書きの定めにかかわらず、被割り当て者が当センターと IP アドレス管理指定事業者契約またはプロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約の締結を経ずに、第 4 条に定める確認書の変更をもって歴史的 PI アドレスの移転を受け、当該アドレスを使用する場合には、当該アドレスは歴史的 PI アドレスに含まれることとする。

6. この規則は、IP アドレス移転制度の変更に伴い、2013 年 4 月 1 日に改正され、2013 年 6 月 3 日より実施する。

7. この規則は、消費税改定に伴い、2014 年 1 月 31 日に改正され、2014 年 4 月 1 日より実施する。

8. この規則は、消費税改定に伴い、2019 年 8 月 1 日に改正され、2019 年 10 月 1 日より実施する。

2. 第 1 条第 1 号ただし書きの定めにかかわらず、被割り当て者が当センターと IP アドレス管理指定事業者契約またはプロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約の締結を経ずに、第 4 条に定める確認書の変更をもって歴史的 PI アドレスの移転を受け、当該アドレスを使用する場合には、当該アドレスは歴史的 PI アドレスに含まれることとする。

3. この規則は、IP ~~v4~~ アドレス移転制度の変更に伴い、2013 年 4 月 1 日に改正され、2013 年 6 月 3 日より実施する。

4. この規則は、消費税改定に伴い、2014 年 1 月 31 日に改正され、2014 年 4 月 1 日より実施する。

5. この規則は、消費税改定に伴い、2019 年 8 月 1 日に改正され、2019 年 10 月 1 日より実施する。

6. この規則は、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」の新設に伴い、2023 年 1 月 27 日に改正され、2023 年 3 月 31 日より実施する。

別紙

維持料・手数料の額および支払い方法

1. IPアドレス維持料

IPアドレス維持料は、毎年4月1日0:00の割り当てアドレス数の総量に基づき、以下の計算式によって算出する。

$$(65000 \times 1.3^{(\log_2[\text{IPv4 アドレスの総数}] - 9)}) + \text{消費税および地方消費税相当額 (単位: 円)}$$

注1) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。

注2) IPアドレス維持料は事由のいかんを問わず返還しない。

2. IPアドレス維持料の支払方法

当センターは前記別紙1にて算出したIPアドレス維持料を被割り当て者に対して請求するものとし、被割り当て者は請求書が到着した月の翌月末日までに当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

3. IPアドレス移転手数料

課金種別	費用
移転手数料	他レジストリ契約組織からIPアドレス移転を受ける時、1件につき88,000円(うち消費税8,000円)

4. IPアドレス移転手数料の支払い方法

IPアドレス移転手数料は、IPアドレス移転申請提出後に当センターより請求し、実際にIPアドレスの移転を受ける前に、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。当該IPアドレス移転手数料の支払いがない場合、JPNICは当該IPアド

(削除)

~~レス移転申請にかかる IP アドレス移転を承認しない。~~

5. 遅延利息

~~被割り当て者は、IP アドレス維持料について支払期日を過ぎても支払いがない場合、未払い IP アドレス維持料に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日まで、一年 14.5 パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。~~